

(5) 指定ごみ袋の交付について

家庭ごみ有料化制度の負担軽減措置として、常時紙おむつやストーマ用装具を使用している方、腹膜透析を実施している方など、ごみの減量が困難な方を対象に減免制度を設け指定ごみ袋を交付しています。

対象となるのは、大分市に居住している方で、「在宅の方」に限ります。

対象者		申請の可否・必要書類等	交付する指定ごみ袋			
			種類	交付枚数		
紙おむつ・ストーマ・腹膜透析	大分市おむつ等介護用品購入費助成事業による紙おむつ等の購入費の助成を受けている方 大分市家族介護用品支給事業による紙おむつ等の支給を受けている方 【担当課：長寿福祉課】		申請不要	(毎年11月に翌年10月までの1年分を交付)	小袋 20ℓ	年1回 年間最大 100枚 ／人
	大分市日常生活用具給付事業のうち排泄管理支援用具(ストーマ用装具、紙おむつ等)の給付を受けている身体障がい者(児)及び知的障がい者(児)の方 【担当課：障害福祉課】					
	医師から常時紙おむつを使用する必要があると診断された方 (上記事業に該当しない)		要申請	○本人(対象者)であることを確認できる書類 ○紙おむつ意見書(※医師の証明) ※初回申請時のみ必要。 次年度以降は、身障者手帳その他継続して紙おむつの使用が確認できる書類(購入の領収書等)		
	常時ストーマ用装具を使用する方 (上記事業に該当しない)			○本人(対象者)であることを確認できる書類 ○診療明細その他ストーマ用装具の使用が確認できる書類(納品書等)		
	常時腹膜透析を実施する方			○本人(対象者)であることを確認できる書類 ○診療明細その他腹膜透析治療に必要な在宅医療用具の使用が確認できる書類(納品書等)		
	常時紙おむつを使用している3歳未満の、身体障がい児又は知的障がい児を養育する方	身体障害者手帳(1級又は2級に限る)の交付を受けた方で、常時紙おむつ及びストーマ用装具を使用する在宅の方	要申請	○身体障害者手帳の写し		1回限り 最大50枚 ／人 (出生又は転入届を提出した翌月に交付するごみ袋は別に交付)
療育手帳(A1又はA2に限る)の交付を受けた方、その他当該者に準ずる者として市長が認める方で、常時紙おむつ及びストーマ用装具を使用する在宅の方		○療育手帳の写し				

①交付方法・枚数について

ご自宅に世帯主様あて市から委託を受けた業者が指定ごみ袋を配達します。複数の要件に該当する世帯の方は、枚数を合算する場合があります。11月以降翌年10月までの間に新たに対象と決定した方には、決定からの枚数を決定の翌月にご自宅に配達します。

②申請が必要な対象者について

必要書類を持参の上、大分市役所本庁舎4階ごみ減量推進課に申請してください。翌月に申請の月からの枚数を配達します。代理の方による申請の場合は、申請書裏面の委任状の記入と代理の方の身分証明書が必要です。申請書は市ホームページからダウンロードできます。要申請の方で基準日以降も引き続き対象に該当する方は、年1回の申請が必要です。

③ごみ袋のサイズ変更について

交付するごみ袋は小さいサイズへの変更に限り可能です。詳しくは下記の連絡先にお問い合わせください。

《お問い合わせ》 ごみ減量推進課 ☎097-537-5703(直通) FAX 097-534-6252